

# 国立国会図書館庁舎管理内規

(平成八年五月三十日国立国会図書館内規第五号)

改正 平成 九年 三月 十日国立国会図書館内規第二号  
同 十一年十二月 十六日同 第八号  
同 十四年 三月三十一日同 第四号  
同 二十八年 三月 十一日同 第二号  
令和 四年 三月二十九日同 第四号

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この内規は、国立国会図書館庁舎（衆議院所管国有財産台帳の国立国会図書館、国立国会図書館関西館及び国際子ども図書館の口座に掲げる不動産及び工作物をいう。以下「庁舎」という。）の管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎における秩序の維持及び災害の防止を図ることを目的とする。

### (適用の範囲)

第二条 庁舎の管理については、法令その他別に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

### (庁舎管理者)

第三条 庁舎の管理に関する事務を処理させるため、次の表の上欄に掲げる庁舎の区分に応じて庁舎管理者を置き、同表の下欄に掲げる官職を占める者をもってこれに充てる。

庁舎の区分

庁舎管理者

|   |           |
|---|-----------|
| 本庁舎（衆議院所管国有財産台帳の国立国会図書館の口座に掲げる不動産及び工作物をいう。）         | 総務部長      |
| 関西館庁舎（衆議院所管国有財産台帳の国立国会図書館関西館の口座に掲げる不動産及び工作物をいう。）    | 関西館長      |
| 国際子ども図書館庁舎（衆議院所管国有財産台帳の国際子ども図書館の口座に掲げる不動産及び工作物をいう。） | 国際子ども図書館長 |

2 庁舎管理者は、必要があると認めるときは、その事務の一部を他の職員に委任することができる。

### (職員等の協力義務)

第四条 職員又は庁舎において業務を営むことを委託若しくは許可された者及びその従事者（以下「職員等」という。）は、庁舎管理者及び前条第二項の規定により事務の委任を受けた職員が庁舎管理上必要な事項を指示したときは、その指示に従わなければならない。

## 第二章 庁舎の管理

### (講堂、会議室等の使用)

第五条 職員が執務以外の目的で講堂、会議室等を使用しようとするときは、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(広場の使用)

第六条 職員が参集してレクリエーション活動等のため広場を使用しようとするときは、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(物品の販売等)

第七条 庁舎において物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、当該行為が職員の執務若しくは福利厚生又は国立国会図書館の利用者(以下「利用者」という。)の図書館資料の利用のため必要があると認められる場合でなければ、与えてはならない。

(広告物等の掲示)

第八条 庁舎における広告物、ビラ、ポスターその他これらに類する物の掲示は、庁舎管理者の定める条件に従い、かつ、その指定する掲示場所で行わなければならない。ただし、庁舎管理者が特別の必要があると認めるときは、臨時に当該掲示場所以外の場所における掲示を許可することができる。

(許可の条件等)

第九条 庁舎管理者は、前四条に規定する許可をする場合において、必要な条件を付し、又は遵守すべき事項を指示することができる。

2 庁舎管理者は、前項の条件に違反する者があるときは、その者

に対して違反事項の是正を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

(庁舎の立ち入り制限)

第十条 庁舎管理者は、庁舎に立ち入ろうとする者に対し、庁舎管理上必要があると認めるときは、必要な事項を質問し、立ち入りを禁止する等必要な措置を講ずるものとする。

2 庁舎管理者は、多数の者が陳情その他の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎管理上必要があると認めるときは、人数、時間及び行動の場所を制限し、立ち入りを禁止する等必要な措置を講ずるものとする。

(禁止及び退去命令)

第十一条 庁舎管理者は、庁舎管理上必要があると認めるときは、次の各号の一に該当すると認められる者に対して、当該各号に掲げる行為を禁止し、又は庁舎から直ちに退去することを命ずることができる。

- 一 この内規により庁舎管理者の許可を受けべき行為を許可を受けないでしている者
- 二 職員等及び利用者に面会を強要する者
- 三 銃器、爆発物その他の危険物を庁舎において所持し、又はこれらの物を庁舎に持ち込もうとする者
- 四 庁舎管理者が立ち入りを禁止した場所に立ち入り、又は立ち入ろうとする者

五 庁舎において座り込みその他通行の妨害になるような行為をし、又はしようとする者

六 庁舎において金銭、物品等の寄付を強要し、又は押し売りをしようとする者

七 前各号に掲げるもののほか、庁舎の秩序をみだし、又は職員等若しくは利用者の安全をおびやかすような行為をし、又はしようとする者

#### (撤去等の命令)

**第十二条** 庁舎管理者は、庁舎に次の各号の一に該当する物がある場合において、庁舎管理上必要があると認めるときは、直ちにその所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者（以下「所有者等」という。）にその物の撤去又は庁舎からの搬出を命ずることができる。

一 庁舎に持ち込まれた銃器、爆発物その他の危険物

二 庁舎に掲揚され、掲示され、はり付けられ、若しくは持ち込まれた旗、のぼり、宣伝ビラ、プラカードその他これらに類する物又は庁舎に持ち込まれた拡声器若しくは宣伝カー

三 庁舎に設置されたテントその他これらに類する施設

四 前各号に掲げるもののほか、庁舎の秩序をみだし、若しくはみだすおそれがあると認められる物又は職員等若しくは利用者の安全の保持上支障があると認められる物

2 庁舎管理者は、前項各号に掲げる物の所有者等が判明しないと

き又はこれらの所有者等が同項の規定による命令に従わないときは、自らその物を撤去し、又は庁舎から搬出することができる。

#### (立入禁止区域の指定)

**第十三条** 庁舎管理者は、庁舎管理上必要があると認めるときは、庁舎の一部について関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を指定することができるものとする。

#### 第三章 災害の防止

#### (火気の使用)

**第十四条** 庁舎においてストーブ、電熱器、ガスコンロ等の火気を使用しようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならぬ。

2 第九条の規定は、前項の許可について準用する。

#### (禁煙の措置)

**第十五条** 庁舎管理者は、庁舎においては、禁煙の措置を講じなければならぬ。

#### (防火管理者及び防災管理者)

**第十六条** 庁舎管理者は、庁舎の防火管理及び防災管理を行わせるため、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する防火管理者及び同法第三十六条において準用する同法第八条第一項に規定する防災管理者を定めなければならない。

2 防火管理者は、次条及び第十八条に規定する防火担当責任者及び火元責任者に対し、所要の措置を求め、又は指示することができる

きる。

3 防災管理者は、前項に規定する防火管理者が行うべき防火管理上必要な業務を行わなければならない。

(防火担当責任者)

第十七条 庁舎管理者は、防火担当責任者及びその担当する区域(以下「防火担当区域」という。)を定め、次の各号に掲げる業務を行わせるものとする。

一 防火担当区域内の次条に規定する火元責任者に対する防火管理に関する業務の指導及び監督

二 防火管理者の補佐

(火元責任者)

第十八条 庁舎管理者は、防火担当区域内の各室又は一定区域(以下「担当区域」という。)ごとに火元責任者を定め、次の各号に掲げる業務を行わせるものとする。

一 担当区域内の火気管理

二 担当区域内の工作物及びストーブ、電熱器、ガスコンロ等の火気を使用する設備又は器具(以下「火器」という。)の日常の維持管理

三 地震時における火器の安全確認

四 防火担当責任者の補佐

第四章 雑則

(通報)

第十九条 庁舎管理者は、あらかじめ火災その他の災害又は盗難その他の犯罪の発生の際に通報すべき官公署及び通報すべき職員等並びに通報手段を定めるものとする。

(巡視等)

第二十条 庁舎管理者は、庁舎の警備又は防災の事務に従事する職員等に命じて定期又は随時に庁舎を巡視させること、又は防犯カメラを設置し、これを運用することにより、火災その他の災害又は盗難その他の犯罪の発生の防止に努めなければならない。

(施錠設備)

第二十一条 庁舎管理者は、庁舎の施錠設備を整備して、盗難の防止につとめなければならない。

2 庁舎管理者は、事務室、会議室、倉庫等の鍵の保管方法を定めなければならない。

(清潔及び整理)

第二十二条 庁舎管理者は、庁舎の清潔及び整理につとめなければならない。

(運用の細部)

第二十三条 この内規の実施に関し必要な事項は、庁舎管理者が定める。

附 則

1 この内規は、国立国会図書館庁内取締規則を廃止する規則(平成八年国立国会図書館規則第二号)の施行の日から施行する。

(施行の日 平成八年五月三十日)

2 防火管理内規(昭和三十八年国立国会図書館内規第八号)は、  
廃止する。

**附 則** (平成九年三月十日国立国会図書館内規第二号)

この内規は、平成九年三月十日から施行する。

**附 則** (平成十一年十二月十六日国立国会図書館内規第八号)抄

1 この内規は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の  
規則(平成十一年国立国会図書館規則第六号)の施行の日から施  
行する。

(施行の日 平成十二年一月一日)

**附 則** (平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十八年三月十一日国立国会図書館内規第二号)

この内規は、平成二十八年三月十一日から施行する。ただし、第  
十六条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

**附 則** (令和四年三月二十九日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、令和四年五月十九日から施行する。